第３８号議案

　　品川区特別区税条例の一部を改正する条例

　上記の議案を提出する。

　　令和３年６月２３日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　品川区長　　濱　　野　　　健

　　　品川区特別区税条例の一部を改正する条例

品川区特別区税条例（昭和３９年品川区条例第４８号）の一部を次のように改正する。

第１０条第２項中「および扶養親族」の次に「（年齢１６歳未満の者および控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

第１４条第１号中「扶養親族」の次に「（年齢１６歳未満の者および控除対象扶養親族に限る。）」を加える。

第２４条の２第４項中「所得税法第１９８条第２項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第４８条の９の７の２において準用する令第８条の２の２に規定する要件を満たす」に改め、「次条第４項」の次に「および第３６条の９第３項」を加える。

第２４条の３第１項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢１６歳未満の者に限る」に改め、同条第４項中「所得税法第２０３条の６第６項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第４８条の９の７の３において準用する令第８条の２の２に規定する要件を満たす」に改める。

第３６条の８第１項第１号中「本条、次条第２項および」を「この条、次条第２項および第３項ならびに」に改める。

第３６条の９に次の２項を加える。

３　第１項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に経由すべき退職手当等の支払をする者が令第４８条の１８において準用する令第８条の２の２に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

４　前項の規定の適用がある場合における第２項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「その受理されたとき」とあるのは「その提供を受けたとき」とする。

　付則第２条の５中「平成３４年度」を「令和９年度」に改める。

　付則第６条第１項中「および第９項」を「、第９項、第１１項、第１３項および第１５項」に改め、同条第３項中「、当該軽自動車が平成３１年４月１日から令和２年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和２年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第５項および第７項中「、当該ガソリン軽自動車が平成３１年４月１日から令和２年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和２年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条に次の６項を加える。

１１　法附則第３０条第２項第１号および第２号に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第３９条第１項の規定の適用については、当該軽自動車が令和３年４月１日から令和４年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和４年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和４年４月１日から令和５年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和５年度分の軽自動車税の種別割に限り、第３項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

１２　前項の規定の適用がある場合における第３９条第２項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「前項（付則第６条第１１項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「同項各号」とあるのは「同項各号（付則第６条第１１項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とする。

１３　法附則第３０条第７項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第３９条第１項の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和３年４月１日から令和４年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和４年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和４年４月１日から令和５年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和５年度分の軽自動車税の種別割に限り、第５項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

１４　前項の規定の適用がある場合における第３９条第２項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「前項（付則第６条第１３項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「同項各号」とあるのは「同項各号（付則第６条第１３項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とする。

１５　法附則第３０条第８項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（第１３項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第３９条第１項の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和３年４月１日から令和４年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和４年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和４年４月１日から令和５年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和５年度分の軽自動車税の種別割に限り、第７項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

１６　前項の規定の適用がある場合における第３９条第２項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「前項（付則第６条第１５項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「同項各号」とあるのは「同項各号（付則第６条第１５項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とする。

　付則第６条の２第１項中「および第９項」を「、第９項、第１１項、第１３項および第１５項」に改める。

　付則第１９条に次の１項を加える。

２　所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第６条の２第１項の規定の適用を受けた場合における付則第３条の５の２第１項の規定の適用については、同項中「令和１５年度」とあるのは「令和１７年度」と、「令和３年」とあるのは「令和４年」とする。

　　　付　則

　（施行期日）

第１条　この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

　⑴　付則第２条の５の改正規定　令和４年１月１日

　⑵　第１０条第２項、第１４条第１号および第２４条の３第１項の改正規定ならびに次条の規定　令和６年１月１日

　（経過措置）

第２条　改正後の品川区特別区税条例の規定中特別区民税（以下「区民税」という。）に関する部分は、令和６年度以後の年度分の区民税について適用し、令和５年度分までの区民税については、なお従前の例による。

（説明）地方税法等が改正されたことに伴い、条例の一部を改正する必要がある。​